

和泉中央連合自治会 9 月度定例会

令和 8 年 9 月 27 日

1 連合会長挨拶

2 依頼報告事項

(1) 「在宅要介護者訪問歯科健診」のチラシ掲示について

(泉区歯科医師会) ……資料 2★

<広報よこはま掲載：なし>

(2) 令和 8 年度共同募金運動の実施について

(泉区社会福祉協議会) ……資料 3●

<広報よこはま掲載：なし>

(3) 泉ゆめが丘地区土地区画整理事業における事後評価アンケートについて

(都市整備局市街地整備推進課) ……資料 4

<広報よこはま掲載：なし>

(4) お試し用トイレパックの自治会・町内会への配布について

(資源循環局喫煙対策・美化推進課、泉区総務課) ……資料 5★

<広報よこはま掲載：なし>

(5) 令和 8 年横浜市長選挙における投票管理者等の推薦について

(泉区総務課)

<広報よこはま掲載：なし>

(6) 横浜グリーンエクスポ来場日時予約等の開始について

(脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課、泉区区政推進課) ……資料 7★

<広報よこはま掲載：あり (9 月号)>

(7) 横浜グリーンエクスポ機運醸成ステッカーの掲示について

(泉区区政推進課) ……資料 8★

<広報よこはま掲載：なし>

(8) 泉区制 40 周年周知ポスターについて

(泉区区政推進課) ……資料 9★

<広報よこはま掲載：あり (8～11 月号)>

(9) 認可地縁団体制度の一部変更について

(市民局地域活動推進課・泉区地域振興課) ……資料 10★

<広報よこはま掲載：なし>

「訪問歯科健診案内」ご掲示のお願い

資料 2

泉区連長会資料
令和8年9月18日
泉区歯科医師会

令和8年度 在宅要介護者訪問歯科健診事業 概要

- 1 委託者（実施主体） 横浜市
- 2 受託者（実施担当） 一般社団法人 横浜市歯科医師会 ^{えんが}
- 3 目的 加齢に伴う口腔機能の低下は、感染症の発症や嚥下障害など高齢者の ADL（日常生活動作）に大きく影響するが、在宅で暮らす多くの高齢者やそのご家族等にその事実が認識されていないことが多い。そこで、横浜市は後期高齢者医療広域連合が実施する「高齢者の低栄養防止・重症化予防等事業」の補助金を活用し、要介護状態の在宅高齢者を対象に、口腔機能の改善を図るとともに口腔ケアの重要性を啓発します。
訪問歯科健診の事業効果検証を通して、後期高齢者の低栄養防止・重症化予防を図る実施手法の検討と効果の検証を目的として「在宅要介護者訪問歯科健診事業『訪問歯科健診』」を実施する。
- 4 ^{ハードルさ} 対象者 横浜市内の神奈川県後期高齢者医療制度被保険者のうち、歯科健診を受診することができない在宅の原則要介護3以上※の後期高齢者で、医療保険や介護保険において歯科に関する管理を受けておらず(例：居宅療養管理指導を受けていない等)、本人またはその家族等が歯科健診を希望する方を対象とする。
※要支援1・2、要介護1・2の方は、医科の訪問診療を受けている場合に本事業の対象となります。
^{歯科以外}
※後期高齢者医療制度被保険者が本事業の対象者です。
 - ・後期高齢者被保険者であれば、65歳～74歳の方も対象になります。
 - ・生活保護受給者は後期高齢者医療制度の対象とならないため、本事業の対象外となります。
 - ・グループホーム、有料老人ホーム等の居住者は対象外です。
- 5 実施期間 令和8年9月1日～令和9年1月31日
- 6 実施医療機関 一般社団法人横浜市歯科医師会会員で、本事業の実施に協力する歯科医療機関。
- 7 実施概要 訪問歯科健診の実施 令和8年度も480件を限度とします。
「4 対象者」に対して、誤嚥性肺炎等の疾病を予防するため、及び低栄養 防止・ 歯科疾患の重症化予防に繋げるために訪問歯科健診を実施する。また、訪問歯科健診については、健診結果をもとに相談対応及び指導も併せて実施する。健診を実施するにあたり、480件の訪問を上限とする。
なお、歯科医師1人につき、歯科衛生士1人を同行することが可能とする。
- 8 受診者の負担 受診者の自己負担はないものとする。
- 9 本事業と治療の区分 訪問歯科健診と併せて、治療行為は行わないこと。
- 10 本事業の申込・問合せ 泉区歯科医師会 泉区在宅歯科医療連携室

お問い合わせ先：0120-740-648

FAX：0120-740-647

無料

～健康は健口(けんこう)から～

先着480名限定

訪問歯科健診

《事業実施期間》

令和8年9月1日～令和9年1月31日

加齢に伴う口腔機能の低下は、感染症の発症や嚥下障害など高齢者のADL（日常生活動作）に大きく影響します。

そこで、通院が困難な在宅高齢者を対象に、訪問歯科健診を行うことにより、早期対応及び口腔機能の改善を図ります。

◆実施内容

◇対象者：・市内在住で歯科健診に行くことができない75歳以上（神奈川県後期高齢者医療制度対象者）で要介護3以上※の方

※ 要支援1・2、要介護1・2の方は、内科等の定期的な訪問診療を受けている場合に本事業の対象となります。

・現在、医療保険や介護保険において歯科に関する治療・定期健診等の管理を受けている方は対象外

◇内容：無料で、歯科医師によるむし歯、歯周病のチェック、お口の機能のチェック、歯科衛生士による歯みがきアドバイス等を行います。

*むし歯等の問題が見つかった場合で、後日診療・治療をする場合は、保険診療となります。

◇自己負担：**無 料**

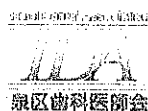
◇申込方法：下記問合せ先までお電話・申込書(裏面)に必要な事項をご記入のうえFAXにてお申し込み下さい。

「訪問歯科健診」に関する問合せ・申込は
泉区在宅歯科医療連携室

電話☎：0120-740-648 FAX：0120-740-647



一在宅要介護者訪問歯科健診事業一
横浜市・（一社）横浜市歯科医師会



NO. ○○
○○ 様共同募金会横浜市泉区支会
支会長 中山 懐利

令和8年度 共同募金の実施について（ご依頼）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より共同募金運動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

本年度も、10月1日より全国一斉に共同募金運動が展開されます。皆様からの募金は、地域福祉の推進や福祉団体への支援に活用される大切な財源です。趣旨をご理解のうえ、引き続きご協力賜りますようお願い申し上げます。

【1 募金の納入方法】

（1）郵便局での払込

- ・同封の「払込取扱票」を郵便局の窓口で使用すると、手数料が免除されます。
※ATMをご利用の場合は手数料がかかりますのでご注意ください。
- ・詳細は別紙をご参照ください。領収書が必要な方は、事務局までご連絡ください。

（2）事務局（横浜市泉区社会福祉協議会）への持参

- ・ご持参いただく場合は、以下の窓口までお願いします。
横浜市泉区社会福祉協議会（相鉄ライフいずみ中央M3階 泉ふれあいホーム内）
受付時間：平日 9:00～17:00
※土曜日・日曜日・祝日は受付できませんので、ご了承ください。

【2 納付期間について】

納付期間：令和8年10月1日（木）～12月24日（木）

※可能な範囲で、期間内のご納付にご協力いただけますと幸いです。期限を過ぎる場合も受付可能ですが、事前にご一報いただけますようお願いいたします。

【3 募金目安額について】

戸別募金については、令和8年2月の泉区連合自治会町内会長会にて、1世帯あたり315円を目安とすることが了承されています。あくまでも「目安」ですので、金額にこだわらずご協力いただけますようお願いいたします。

対象世帯数	合計 315 円 (A+B+C)	広域（県域）目安額 160 円 (A)	地域（区域）目安額 135 円 (B)	年末たすけあい 目安額 20 円 (C)
○○世帯	○○円	○○円	○○円	○○円

※共同募金は、社会福祉法の規定により、あらかじめ募金目標額と配分計画を定めて寄付金募集を行う「計画募金」です。募金の目安となる世帯数については、令和8年9月1日現在の世帯数を参考に算出しています。

【事務局】横浜市泉区社会福祉協議会 担当：三村・土居
〒245-0023 泉区和泉中央南5-4-13 相鉄ライフいずみ中央M3階
電話：045-802-2150 F A X：045-804-6042

令和8年度 共同募金目標額一覧

	和 泉 中 央 地 区	※世帯数	一般募金		年末たすけあい 目標額20円(C)	目標額合計 315円(A+B+C)	募金額
			広域目標額 160円(A)	地域目標額 135円(B)			
53	和泉栄町内会	485世帯	77,600円	65,475円	9,700円	152,775円	
54	和泉台谷戸町内会	1,120世帯	179,200円	151,200円	22,400円	352,800円	
55	和泉町さつき会	230世帯	36,800円	31,050円	4,600円	72,450円	
56	和泉中央南ハイツ自治会	146世帯	23,360円	19,710円	2,920円	45,990円	
57	和泉町わかば会	700世帯	112,000円	94,500円	14,000円	220,500円	
58	和泉中村町内会	736世帯	117,760円	99,360円	14,720円	231,840円	
59	和泉東町内会	636世帯	101,760円	85,860円	12,720円	200,340円	
60	金子山自治会	50世帯	8,000円	6,750円	1,000円	15,750円	
61	金子山みなみ町内会	44世帯	7,040円	5,940円	880円	13,860円	
62	上和泉西部自治会	220世帯	35,200円	29,700円	4,400円	69,300円	
63	神田町内会	28世帯	4,480円	3,780円	560円	8,820円	
64	中和泉町内会	122世帯	19,520円	16,470円	2,440円	38,430円	
65	並木谷戸町内会	498世帯	79,680円	67,230円	9,960円	156,870円	
66	A.G.I自治会	132世帯	21,120円	17,820円	2,640円	41,580円	
67	グレーシアいずみ中央自治会	280世帯	44,800円	37,800円	5,600円	88,200円	
68	パークスクエア横濱いずみ中央自治会	189世帯	30,240円	25,515円	3,780円	59,535円	
	合 計	5,616世帯	898,560円	758,160円	112,320円	1,769,040円	

※連合未加入自治会町内会分は含まれておりません。

泉区連長会資料
令和 8 年 9 月 18 日
都市整備局市街地整備推進課

泉地区連合自治会町内会長 様

都市整備局市街地整備推進課長

令和 8 年度 泉ゆめが丘地区土地区画整理事業の事後評価アンケートの実施について

1. 調査の目的

土地区画整理事業が完了した、泉ゆめが丘地区において、当該地区の周辺地域の居住者等に対してアンケートを行い、事業を実施したことに対する市民からの評価や満足度を客観的に把握・分析するため、本業務を実施する。

2. 調査の概要

(1) 対象地区

泉ゆめが丘地区

(2) 対象者のパターン

調査対象	調査方法	想定配布数
① 事業区域周辺 居住者	下飯田駅・ゆめが丘駅を利用されている方満 18 歳以上の男女個人を無作為に抽出、 郵送・web 回答	3,000 通程度
② 来街者	駅周辺で街頭配布、 郵送・web 回答	1,400 通程度 (1,000 通配布×2 日 (平日・休日))
③ 事業区域内 居住者	ポスティング配布、 郵送・web 回答	600 通程度
④ 事業区域内 営業者	営業者へ配布、 郵送・web 回答	100 通程度

※ ①事業区域周辺居住者へは、泉区和泉中央北 (1～6 丁目)、和泉中央南 (1～5 丁目)、和泉町、岡津町、下飯田町、上飯田町、下和泉 (1～5 丁目)、和泉が丘 (1～3 丁目)、弥生台の中からランダムに抽出した方宛に郵送で配布する。

(3) 想定質問数 (1 調査対象ごと)

10～15 問程度 (枝問・個人属性質問を含む)

(4) 調査期間

令和 8 年 9 月～10 月 (調査票等の発送は 9 月を予定)

(5) 連絡先

横浜市都市整備局市街地整備推進課 TEL045-671-3519 (担当：登田、佐々木)

3. 添付資料

(1) 事業概要書

(2) アンケート調査票 (事業区域周辺居住者用)

お試し用トイレパックの自治会・町内会への配布について【情報提供】

1 事業の趣旨

本市では災害時のご自宅のトイレ対策として、ご家庭のトイレが使えない時に使用するトイレパック（凝固剤と処理袋のセット）の備蓄をお願いしています。

昨年度に続き今年度も、地域にお住まいの皆様にご利用いただき、災害備蓄品として備えていただくきっかけとしていただくため、希望する自治会・町内会の皆様にお試し用のトイレパックを配布します。

なお、配布するトイレパックは本市で災害時のトイレ対策として備蓄していた、品質保証期間が令和 8 年度までのトイレパックとなります。

自治会・町内会の皆様のお申込みをお待ちしています。

※例年行っている備蓄食料の無償配布について、有効活用分の在庫をフードバンク団体へ提供することができたため、今年度は実施しませんのでご承知おき願います。

2 お願いしたいこと

【区連長】 ご承知おきください。

【地区連長】 地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】 単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 トイレパック配布の概要

(1) 配布するトイレパック

品質保証期間が令和 8 年度までのトイレパックです。

(2) 配布個数

1 団体あたり 200 セット（1 箱）をお渡しします。

※100 セット入りの箱を 2 つお渡しする場合があります。

(3) 申込期間

令和 8 年 10 月 16 日（金）～10 月 22 日（木）

(4) 申込方法

横浜市電子申請・届出システムによる申込

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/866e98dc-c9d7-4a06-ab2b-860d427fa8c0/start>

※電話・FAX・メール・郵送でのお申込みはお受けできません。

※お渡しできない場合のみ、個別にご連絡させていただきます。



(5) 配布期間

令和8年11月23日(月)～11月28日(土)

※各日9時～16時(11時30分～13時30分を除く)

※日曜日を除く。祝日はお越しいただけます。

(6) 配布場所

各区の資源循環局収集事務所

※配送等はありません。

4 留意事項

○品質保証期間が令和8年度までのトイレパックです。

○備蓄用としてではなく、お試用としてご活用ください。

5 添付資料

トイレパック体験しませんか(チラシ)

【トイレパックの配布について】

資源循環局喫煙対策・美化推進課

担当 清水、三觜

電話 045-671-2555 /FAX 045-663-8199

メール sj-toilet@city.yokohama.lg.jp

【備蓄食料について】

防災・危機管理統括本部地域防災課

担当 志村、大森

電話 045-671-2011 /FAX 045-641-1677

メール bs-chiiki@city.yokohama.lg.jp

資料7

市連会 9 月 定例会 説明資料
令和 8 年 9 月 11 日
脱炭素・GREEN×EXPO 推進局
GREEN×EXPO 推進課

横浜グリーンエクスポ来場日時予約等の開始について【情報提供】

1 趣旨

横浜グリーンエクスポ入場チケットの来場日時予約、観覧予約及びシャトルバス予約が開始されますので、情報提供させていただきます。

2 お願いしたいこと

【区連長】 ご承知おきください。

【地区連長】 地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】 単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 内容（添付の記者発表資料をご参照ください）

(1) GREEN×EXPO 2027入場チケット及び4駅シャトルバス・駐車場の日時予約開始日が決定

横浜グリーンエクスポでは、会場や周辺道路の混雑をやわらげ、より多くの皆さまに安心して快適に博覧会を楽しんでいただくため、来場日時予約制を導入します。2026年9月18日から、入場チケットの来場日時予約の受付を開始するほか、シャトルバスや駐車場の事前予約も始まります。

(2) GREEN×EXPO 2027来場日時予約の詳細および観覧予約の導入について

2026年9月18日から、GREEN×EXPO 2027 全開催期間を対象とした来場日時予約の受付を先着順にて開始します。また、一部の展示では展示内容や体験方法に応じた楽しみ方を提供するため、当日予約に限定した観覧予約制が導入されます。

(3) 全国のコンビニでGREEN×EXPO 2027の入場チケットを販売開始します

2026年9月18日から全国のコンビニエンスストアで来場日時予約付の入場チケットを販売開始します。

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課
電話 045-671-4627 /FAX 045-212-1223
メール da-greenexpo@city.yokohama.lg.jp

泉区制 40 周年周知ポスターについて【周知依頼】

1 事業の趣旨

今年は、泉区が誕生してから 40 周年となることから、年間を通して様々な周年事業を実施しています。11 月の 40 周年記念事業のメイン期間に向けて広報を強化するため、10 月以降に開催される主なイベントを掲載したポスターを作成しました。今後、区内の各施設や区主催イベント等で配布を行い、40 周年のフィナーレに向けた機運の醸成を図るとともに、記念事業をより一層盛り上げていきたいと考えております。

つきましては、ポスターの周知に御協力くださいますようお願いいたします。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 参考資料

泉区制 40 周年周知ポスター（A4 サイズ）

【参考】泉区制 40 周年記念事業の進捗報告について

令和 8 年 7 月 17 日に開催しました、区制 40 周年記念事業実行委員会の内容を踏まえ、現在の進捗状況について御報告いたします。

(1) 記念式典

令和 8 年 11 月 3 日（火・祝）に泉公会堂で 40 周年記念式典の開催を予定しています。式典では、区政功労者やぬりえコンテストなどの表彰、高校生の書道パフォーマンスや幼稚園児の音楽、ダンスなどのステージイベントを実施予定です。

【記念式典実施概要】

日時：令和 8 年 11 月 3 日（火・祝）12 時から 14 時 30 分まで

場所：泉公会堂

(2) 各イベント

11 月 14 日（土）に、横浜 DeNA ベイスターズと連携し、ゆめが丘ソラトスでの野球体験イベント「まちなか B-PARK」を、同月 28 日（土）には、深谷通信所跡地活用イベントで、小学生を対象とした気球の乗降体験を予定しています。

(3) 区内各所での広報

区制 40 周年記念ロゴマークをあしらった横断幕、のぼり旗及びステッカーを作成し、鉄道駅等区内各所で掲示をしております。また、公会堂等に掲示できる大きいサイズの横断幕を新たに作成しました。



▲いずみ中央駅でのステッカー掲示

認可地縁団体制度の一部変更について【情報提供】
(代表者等の住所の非表示化)

1 趣旨

自治会町内会の皆様におかれましては、日頃より地域の様々な活動にご尽力賜り、厚く御礼申し上げます。

地方自治法施行規則改正に伴い、令和 8 年 10 月 1 日より、個人情報保護の観点から、認可地縁団体の代表者等の住所※が原則として非表示となります。

これに伴い、認可地縁団体台帳の写し(証明書)の交付手続等に一部変更がございますので、お知らせします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 主な変更点

現在、認可地縁団体の代表者等の住所については、認可地縁団体台帳の写し(証明書)や告示(市報・掲示)に記載されていますが、令和 8 年 10 月 1 日以降は、**原則非表示**となります。

(1) 認可地縁団体台帳の写し(証明書)の交付

10 月 1 日以降に区役所地域振興課で交付する認可地縁団体台帳の写しについて、**代表者等の住所が非表示**となります(過去の代表者の住所含む)。

なお、住所が記載された証明書をご希望の場合は、**本人または代理人からの請求**が必要となります(本人確認書類または委任状をお持ちください)。

(2) 団体の認可または変更時の告示(市報・掲示)

団体の認可または変更に伴う告示(市報・掲示)においても、10 月 1 日から代表者等の住所が掲載されなくなります。

※非表示となる認可地縁団体の代表者等の住所

ア 認可地縁団体の代表者の住所

イ 裁判所により選任された認可地縁団体の代表者の職務代行者の住所

ウ 認可地縁団体の代理人の住所

エ 認可地縁団体の清算人の住所

オ 認可地縁団体の主な事務所の所在地(アからエまでに掲げる住所と同一の場合に限る)

市民局地域活動推進課

担当 竹ノ内、渡邊

電話 045-671-2317 /FAX 045-664-0734

メール sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp

資料11

泉区連長会資料
令和8年9月18日
泉区民ふれあいまつり実行委員会

地区連合自治会町内会長 様
自治会町内会長 様

泉区民ふれあいまつり実行委員会
委員長 上原 敏博

令和8年度 第15回泉区民ふれあいまつりポスターの掲出について（依頼）

時下、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

泉区では、泉区連合自治会町内会長会を中心に、実行委員会を組織して、より一層の郷土愛を深め、明るく元気のでるまちづくりを推進するために、「第15回泉区民ふれあいまつり」の開催に向け準備を進めています。

つきましては、開催周知用のポスターを貴自治会町内会掲示板に御掲出いただきたく御依頼申し上げます。

御多用中のところ誠に恐縮ですが、よろしくお願いいたします。

(泉区民ふれあいまつり実行委員会事務局)

泉区地域振興課 千田、阿部

電話：800-2391

地区連合自治会町内会長 様
自治会町内会長 様

泉区地域振興課地域力推進担当課長

令和8年度地域活動支援事業「地域活動のためのLINE活用講座」
の周知及びリーフレットの配布について【ご案内】

1 趣旨

自治会町内会の会長をはじめ、役員の皆様におかれましては、地域活動の維持・発展に向け、様々な工夫を重ねながら運営に取り組まれていることと存じます。

そこで、地域住民への情報発信の充実や役員間の連絡の円滑化を図るとともに、地域住民とのつながりを深め、地域活動の効率化と負担軽減につなげるため、多くの方に利用されているLINEを地域活動に活用するための講座を開催することとしました。

自治会町内会の会長や役員の皆様をはじめ、お誘い合わせのうえ、ぜひご参加ください。

2 依頼事項

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いするとともに、参加についてご検討ください。

3 講座概要

(1) 【講座】地域活動のためのLINE活用講座（11月7日（土）又は10日（火））

地域活動におけるLINE活用のメリットや事例を学ぶとともに、LINE公式アカウント（住民向け情報発信）又はLINEオープンチャット（役員間等の情報共有）の操作体験を行います。

※ 講座の詳細については、チラシや泉区ホームページにも掲載しております。

担当：泉区地域振興課地域力推進担当
井戸、渡邊
TEL：800-2333 FAX：800-2507
mail:iz-chiikiryouku@city.yokohama.lg.jp

資料13

泉 区 連 長 会 資 料
令 和 8 年 9 月 18 日
泉 区 生 活 衛 生 課

もちつきや秋まつりでの食中毒予防講習会のご案内について【情報提供】

1 概要

区内では一年を通じ各地区でおまつりなどのイベントが開催され、食品の提供も行われています。しかしながら、調理の専門家でない人が調理することや屋外で大量に調理することなど、食中毒の発生するリスクが高くなることが懸念されます。

つきましては、地域の催しで安全に食品を提供していただくため、今年度第2回目の食中毒予防講習会を開催しますので、ご案内いたします。

- (1) 日 時 10月20日(火) 10時～11時 9時半～受付開始
- (2) 場 所 泉区役所4階ABC会議室
- (3) 申込期間 9月11日～10月13日(先着順)
- (4) 申込方法 電話・電子申請・メール・窓口

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

3 その他

- ・広報よこはま9月号「泉区役所から」にも掲載しています。
- ・講習内容は今年6月に開催した「お祭りでの食中毒予防講習会」と同じです。出席できなかった方や新たに食品に携わる方への周知をお願いします。

【問合せ先】

泉区生活衛生課 山下、高橋

電 話：800-2451

FAX：800-2516

Eメール：iz-eisei@city.yokohama.lg.jp

令和 8 年生活のしづらさなどに関する調査について

厚生労働省では、横浜市を通じ「生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）」を実施することになりました。

つきましては、別添のとおり、調査員が対象地区へのチラシ配布や訪問をさせていただきますので、ご理解願います。

1 調査目的

障害者施策の推進に向けた検討の基礎資料とするため、在宅の障害児・者等（難病等患者やこれまでの法制度では支援の対象とならない方を含む。）の生活実態とニーズを把握することを目的としています。

2 調査対象

調査区に居住する在宅の障害児・者等

（（障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳））所持者、難病等患者及びこれまで法制度では支援の対象とならないが、長引く病気やけが等により生活のしづらさがある方）を対象としています。

3 対象地区

別途個別にお知らせします。

4 調査の事項

(1) 調査対象者の基本的属性に関する調査項目

年齢、性別、障害の原因、住居、就労・就学の状況等

(2) 現在利用しているサービスと今後利用を希望するサービス

障害福祉サービス等の利用状況、利用の希望 等

5 調査基準日

令和 8 年 11 月 1 日（日）

6 調査の方法

(1) 10 月 5 日以降に調査員が『調査実施のお知らせ（世帯用）』（必要に応じてマンション管理人的お知らせ）を調査地区内の全世帯に配布します。

(2) 訪問を望まない方からのご連絡を健康福祉局障害施策推進課で受けます。

(3) 11 月 1 日（日）から 11 月 22 日（日）までの期間に調査員が調査地区内の世帯を訪問し、調査の趣旨等を説明のうえ、世帯主や調査対象者の有無を確認して「地区要図」と「世帯名簿」を作成します。

(4) 調査対象者がいる場合は、訪問時に調査票を手渡し、記入及び返送を依頼します（返送